

令和4年12月1日

文京区障害者地域生活自立支援協議会
権利擁護専門部会委員 各位

日頃より文京区社会福祉協議会の活動について、ご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会第2回権利擁護専門部会の資料を送付いたします。何卒ご査収下さいますようお願い申し上げます。

問い合わせ先 文京区社会福祉協議会
権利擁護センター
担当：平石・伊藤・山田
電話（直通）03-3812-3156
区内線 4321
FAX 03-5800-2966
E-mail ansins@bunsyakyo.or.jp

令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第2回 権利擁護専門部会 次第

日時：令和4年12月6日（火）10時～12時

会場：オンライン開催（文京区民センター3A会議室）

1 開会

2 議題

（1）第2回親会報告 優先協議課題について

（2）第1回権利擁護専門部会の振り返り及び課題に対する今後の取り組みについて

（3）意見交換

3 その他

【配布資料】

資料第1号 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会委員名簿

資料第2号 令和4年度障害者地域自立支援協議会優先協議課題について（親会配付資料）

資料第3号 令和4年度第1回権利擁護専門部会親会報告資料

資料第4号 後見制度フロー図からの課題分類

資料第5号 課題に対する取り組み（案）

資料第6号 参考資料

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和4年12月6日

敬称略

役職名	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長	高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授

親会委員	松下 功一	文京槐の会 は～と・ピア2施設長
委員	皆川 譲	文京区障害者就労支援センター 主任
"	清水 健太	文京地域生活支援センターあかり
"	美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター
"	坂井 崇徳	弁護士
"	箱石 まみ	司法書士
"	新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
"	保坂 勇人	文京社会福祉士会 事務局長
"	今本 美和子	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区
"	山口 恵子	知的障害者相談員
"	杉浦 幸介	当事者委員
"	久米 佳江	当事者委員
"	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区 委員	松澤 知之	福祉政策課 地域福祉係長
"	渋谷 尚希	障害福祉課 身体障害者支援係長(身体障害者福祉司)
"	荒井 早紀	障害福祉課 知的障害者支援係長(知的障害者福祉司)
"	佐藤 祐司	予防対策課 精神保健係長
"	高松 泉	予防対策課 保健指導係長(保健師)

事務局	伊藤 真由子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	山田 晶子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

令和4年度 障害者地域自立支援協議会 優先協議課題について

令和4年10月28日（金）
第2回障害者地域自立支援協議会

令和4年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回 (6/6)				第2回 (10/28)					第3回
障害当事者部会				第1回 (7/8)			第2回 (10/7)			第3回		
専門部会				第1回			第2回			第3回		

検討依頼

・課題の説明(※)
・報告

課題に意見

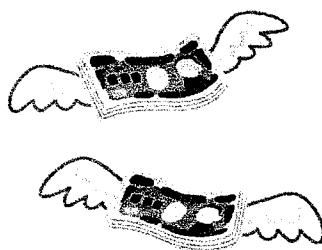
・解決策の説明(※)
・報告

解決策に意見

(※)「親会で優先して協議する課題」に関する専門部会のみ障害当事者部会と親会に対して課題の説明、解決策の説明を行う。
「親会で優先して協議する課題」は第1回専門部会後の運営会議で決定する。

(2) 居住支援 ①家賃の高さ

- ▶ 文京区は23区内でも比較的家賃が高い。
→障害者の住まいが見つかりにくい。



- ▶ 借家に居住する1か月あたりの平均家賃(平成30年)

23区 88,491円

文京区 102,833円 (23区より約14,000円高い)

- ▶ 借家に居住する1か月あたり家賃の割合(平成30年)

10~15万円未満 22.9% (最多)

8~10万円未満 21.7%

6~8万円未満 21.7% ※H30住宅・土地統計調査(5年に1度実施)、結果より抜粋

(参考) 区における住宅確保の取組み

- ▶ 住宅登録事業「すまいる住宅」

住宅の確保に配慮を要する高齢者・障害者等の入居を拒まない民間賃貸住宅として、住宅オーナーによって区に登録された住宅です。
「すまいる住宅」では、入居者や住宅オーナーの安心のために区が様々な見守りサービスを提供します。

- ▶ すまいる住宅の見守り体制

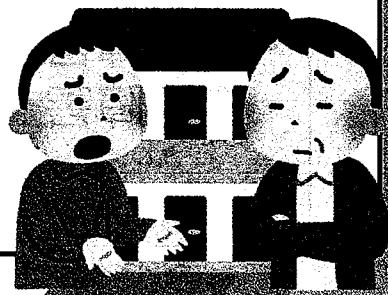
- ・電話による見守り
- ・緊急通報装置の設置
- ・ライフサポートアドバイザーによる生活相談

※見守り対象は原則、高齢者世帯ですが、希望に応じて障害者世帯等も利用できます。

(2) 居住支援 ②入居の制限・条件

- ▶ 不動産業者が障害者の入居の制限や条件をつけている場合がある
- ▶ 障害者に対して入居の制限を行っている家主
とても多い 30% 多い 30%
- ▶ 入居の条件（一例）
 - ・ 24時間対応の緊急連絡先、トラブル時等の相談先の確保
 - ・ 定期的な安否確認、見守り
 - ・ 家賃滞納時における関係者の速やかな対応

※居住支援協議会アンケート調査結果より抜粋



(2) 居住支援 ③親の高齢化

- 同居している親が病気になったり、逝去した場合
→親の介助を受けながら生活していたため、一人暮らししが難しい。
- ▶ 新たに入居するマンションやアパートを見つけることも難しい。
- ▶ 親と暮らすことができなくなるまで支援者や地域との繋がりがない。
→相談先が分からず、親亡き後等の対応を事前に考えられない。



障害当事者部会 当事者委員の意見・経験等

▶ 第2回障害当事者部会において、障害当事者委員のみなさまから、優先協議課題に関する意見や経験等を教えてもらいました。

○出席した障害当事者委員

- ・視覚障害 1名
 - ・知的障害 2名
 - ・精神障害 1名
 - ・発達障害 1名
- 計5名

9



障害当事者部会 当事者委員の意見・経験等

(1) 切れ目ない支援 (GH=グループホーム)

▶ **保健師**の支援を受け、GHに入居した。その後、**GH職員**の協力もあり、一人暮らしの住まいが見つかった。今は**ヘルパー**の支援を受けながら一人暮らししている。
→様々な支援者と関わりながら生活してきた。

▶ 学生の当時は、困り事があっても自分一人で何とかすべきという風潮があった。相談できる場があれば変わったかもしれないが、その情報を社会や当事者が受け入れられる時代ではなかったかもしれない。

障害当事者部会 当事者委員の意見・経験等

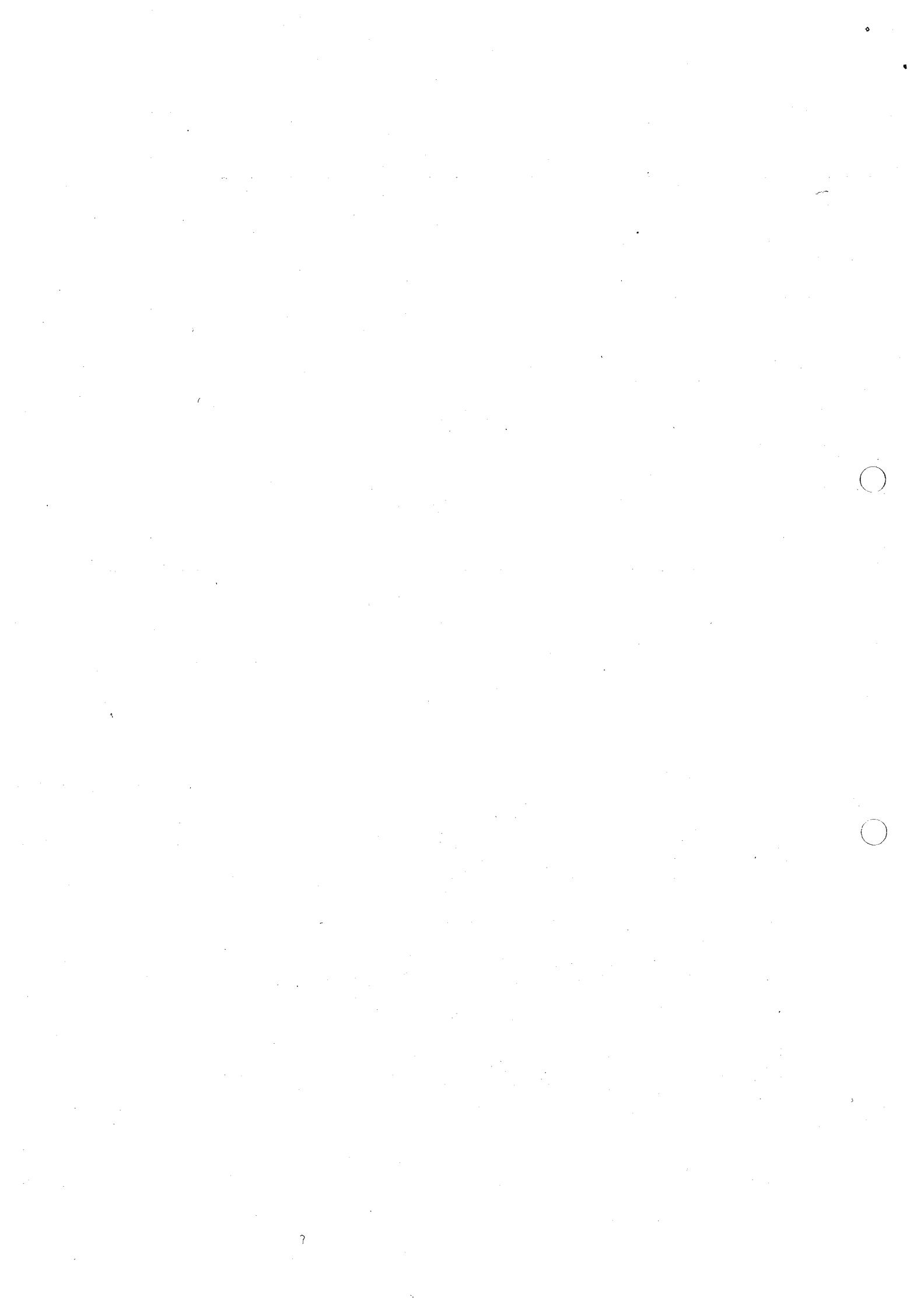
(2) 居住支援

- ▶ 現在は親と生活しているが、将来、親が逝去した際に一人暮らしで
きるか心配。
- ▶ 自身の障害に応じたGHは少ないため、GHに入れないのではと不安に
思う。
- ▶ GHから出て一人暮らしする際になかなか住まいが見つからなかつた。
- ▶ GHでなくても支援を受けて一人暮らしできるならば文京区に住み続
けたい。
GHに入る前は、自由に外出できるのか、どんな世話人がいるのか、
利用費を支払えるのか、GHから通所施設に通えるのか、様々な不安
があった。

本日、親会委員の皆様にお願いしたいこと

- ▶ ご自身の経験や見識などを踏まえ、以下のことに
ついて具体的にお話しをいただきたいです。

- 2つの優先協議課題に関連して、障害当事者の
方々の困り事につながっていると感じること
- その他、優先協議課題についてのご意見



第1回権利擁護専門部会報告

日時 令和4年7月29日（金）午後2時から4時まで、オンライン開催（文京区民センター3A）

1 開会

2 委員自己紹介

3 議題

●議題1 部会長及び副部会長の選任について

前期に引き続き松下委員に部会長が互選され決定した。

松下部会長が新堀部会員を指名し、副部会長に決定した。

●議題2、3 令和4年度自立支援協議会及び検討事項について

事務局より資料説明及び質疑応答

●議題4 権利擁護専門部会における課題の整理について

事務局より説明。以下、要点。

○令和元年度から令和3年度に、権利擁護専門部会にて出された権利擁護における課題をまとめた資料。成年後見制度のフローを①相談前、②相談受付・アセスメント・利用の検討、③成年後見制度の利用、④後見人等への支援という4場面に分け、それぞれの場面での課題やキーワードを示している。

○①相談前は、相談者が相談機関につながる前の段階。この場面が障害のある方の権利擁護における課題の大きな特徴。成年後見制度利用を検討するタイミング自体が難しく、相談に至る前の段階に課題の多くが集中している。「周知が不十分という部分も含めて、知的障害分野での後見制度の相談窓口がないこと」「アウトリーチが不十分であること」などの意見が出た。

○権利擁護センターが7月に実施した「～親あるうちに備えて～障害のある方のための成年後見制度」という学習会でも、「相談の機会が分からぬ」、「利用のタイミングが難しい」、「家族だけでなく支援者の理解、社会の理解が深まってほしい」、「コーディネーターの養成の必要性を感じた」というご意見がアンケートに書かれていた。

松下部会長より補足。

○権利擁護の仕組みは成年後見制度だけではないが、代表する制度としては後見制度、それから意思決定をどのように支援していくかが柱である。制度利用前の課題、相談窓口が分かりづらい、利用のタイミングを明確に決められない、後見人等選任後のサポートについてなどの課題が明確になってきた。

委員による成年後見制度や意思決定支援という視点からの意見交換。以下、主な自由意見。

○後見人等がついた後も、後見人と支援者で役割分担してチームで支援した経験がある。

- 早めに計画的に制度利用を検討するために、例えばハンドブックのような相談窓口や制度の内容がわかるツールがあると、説明し、つなげる機会ができると思う。
- 権利擁護は成年後見制度だけではないため、日々のさまざまな場面で権利擁護についてチェックし、検討できる機会を設けられると良い。
- 成年後見制度利用に対して当事者側に拒否感があるという課題はある。さらに、専門職として後見人等や後見監督人が障害の知識が少ないという課題。また、親なきあとの問題については今後重要になると思う。
- 意思決定支援については、サービス提供者が意思決定の支援をされていて後見人等につないでいただくことで連携できているケースもあり、支援者によって意思を伝え分けている方もいらっしゃる。
- 後見制度の相談窓口を周知できたとしても、費用のことが課題になる。
- 同居していた親が入院し、障害のあるお子さんが施設に緊急で入所する必要性があるなど、課題が起こってから成年後見制度を利用することが多いと思われる。在宅サービスをうまく利用して自立生活が安定しているときは後見制度の必要を感じられないことがある。
- 後見人等がなんでもやってくれると思われている部分もあるが受けきれない場合もある。
- 制度の情報を取ることができない人もいて、どこから情報が来るのか分からず情報を取りに行くこともできない。こうした話をしてくれる人もいない。
- 年に2回ほど特別支援学校にサービスのお話しをしに行く機会に必ず後見制度の話をし、併せて考えていきましょうとお伝えしている。
- 成年後見制度が20年経っても使いづらいものであり、成功事例やモデルを作っていくことで制度利用を増やすはたらきかけが求められる。部会のメンバーも増え、新たなネットワーキングにおいて、何か文京区版のモデルを構築する必要がある。

●議題5 令和4年度の今後の予定について

松下部会長より、総括と今後の予定についてお話をいただく。

- 現場で知的障害の方々と関わっている職員自身が、成年後見制度や地権を知らないということが現実的にあり、利用している方とかかわっていないと分からぬことがある。相談支援専門部会とのかかわりも大切であろう。
- 第2回権利擁護専門部会までに、相談支援専門部会や相談支援員、専門職とどのように係わっていくかについて検討していきたい。

●その他

次回は、11月に第2回権利擁護専門部会開催予定。

◆後見制度フロー図からの課題分類◆

場面	利用の流れ	課題	キーワード
相談前	利用の流れ ・相談・発見・気づき	知的障害分野での後見制度の相談窓口がない（周知活動が不十分） ・アウトリーチが不十分（親の高齢化による引きこもりへの支援） ・親亡きあと、後見制度を利用する前に、本人も家族も第三者の支援（地域福祉権利擁護事業等）に慣れる経験が必要 ・計画相談員等が権利擁護の視点をもつて、権利擁護の制度やサービスを支援計画に組み込める仕組みが必要 ・本人や家族が普段から相談しやすいインフォーマルな場（居場所等）が地域に増え ・本人が子の段階から、本人や家族が家族会等への参加や、支援とつながることで権利を守るうえで重要	・周知啓発 ・アウトリーチ ・周知啓発 ・周知啓発 ・周知啓発/研修 ・多様な機会 ・多様な機会
相談受付・アセスメント・利用の検討	相談受理 （地域の相談支援機関へ電話・ fax・郵便・Eメール等） アセスメント (相談支援機関における検討) 支援の必要性の検討・適切な支援内容の検討 意思決定支援	介入のタイミング/後見制度利用の妥当性の判断（他の支援の検討） ・費用負担（申立） ・後見制度ありきではない充実した権利擁護の仕組みがない	・相談体制/研修 ・制度 ・仕組み
成年後見制度の利用に進んだ場合	ケース会議 他の支援策の検討（日常生活自立支援事業、見守り、モニタリング、他）	※成年後見契約の場合には注意後見監督へ選任の申立てを促す。 ・成年後見制度の利用が適切と判断された場合 ※補助が想定される場合は本人の同意が必要だが、保護、後見類型が想定される場合は、本人の意向も踏まえた客観的な判断が求められる	・成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断 にあたっての準備・役割分担
成年後見制度の利用（候補者の推薦）	成年後見制度の利用 (候補者の推薦)	！成年後見制度の利用に進んだ場合! ・だれかがふさわしいのかマッチングの難しさ ・担い手の問題（後見人への信頼性の担保） ・担い手育成	・ミスマッチや問題行動 ・自己決定の尊重が不十分な状況に陥りやすい制度（意思決定支援） ・報酬助成等の適応されない対象への対応 ・チーム支援の課題（チームのキーパーソンの不足） ・後見人等に対する過度の期待（親と同じ役割を期待されがるが後見人等には事実行はできない）
(モニタリング・バックアップの検討・専門的判断)	(モニタリング・バックアップ)	②「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」 チームへの支援内容や適切な候補者などの検討、候補者選任後のチームについての検討、申立てにあたっての準備・役割分担	③「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」 チームへの支援内容やモニタリングの適切性について検討 不正の発覚や後見人の交代などの検討の必要性が生じた場合の検討 本人、後見人等からの聞き取り

課題に対する取り組み案

【資料第5号】

目的	障害のある方特有の課題として、いつ、どのタイミングで、どこに相談し、どのような方法があるのかが分かりづらいという点が挙げられる。また、支援者につながることが遅くなり、課題が大きくなつてから支援者につながるケースが多く、早期に支援者につながり、親族以外の支援に慣れていただく必要がある。
	そのため、まずは相談支援事業者や親族に、権利擁護の制度や相談のタイミングや窓口について周知するためのパンフレット作成をご提案したい。作成を通じて、支援者の権利擁護に関する周知啓発、関係機関相互のネットワーク作り、委員同士の学び合いの場につなげたい。

基本情報		
対象者	利用する場面	ライフルバスのどこからどこまで
方法やアイデア		
連携先		
解決できる課題		

掲載項目（知りたい内容）		
成年後見制度	地域福祉権利擁護事業	その他の制度
方法やアイデア		
連携先		
解決できる課題		

仕様		
ページ数／形式（冊子・パンフレットなど）	掲載方法／工夫点（イラストなどの活用など）	その他
方法やアイデア		
連携先		
解決できる課題		
参考資料		

文京区
認知症
ケアバス

知りておきたい!

認知症

あんしん生活ガイド



はじめに

このパンフレットは、

認知症と共に生きる方、ご家族、地域のみなさん・・・

すべての「あなた」に向けて作されました。

「あなた」にとって認知症は、とても身近なことです。

だれもが認知症について正しく知り、認知症になってしまってもならなくても、自分の人生をより良く生きる。その道がいつも希望とともにあり、

「あなた」らしさを支えるものであるように。

『認知症になっても人として尊重され、

希望をもって自分らしく生きることができる文京区』を目指して。

目次

○はじめに

○認知症とは 1

○高齢期を健やかに過ごすためのポイント 1

○認知症により出やすい困りごとと暮らしの中でできること 2

○気づいたときに早めに相談しましょう 3

○状態ごとの目安 4

○地域のサポート・サービス一覧表 5~7

○認知症に関するご本人やご家族の相談窓口 8

○認知症について相談したいと思ったら 8

○認知症について医師に相談したいとき 9

○自分でできる認知症の気づきチェックリスト

コラム 認知症と共に生きる本人からのメッセージ① 2

認知症と共に生きる本人からのメッセージ② 3

認知症と共に生きる家族からのメッセージ 6

認知症とは

認知症は、状態をあらわすことばです。

脳の病気などが原因で脳の働きが悪くなると、認知機能（記憶する、思い出す、計算する、判断するなどの機能）が低下し、生活のしづらさが現れます。この状態のことを認知症といいます。

認知症の原因となる病気には、主に「アルツハイマー病」、「脳血管障害」、「レビー小体病」の3つがあります。

認知症の中には、一時的な症状の場合や治る認知症があります。
「もしかして？」と思ったタイミングでかかりつけ医に相談してみましょう。

また、早い段階から人や社会とのつながりを大切にしていきましょう。自分らしい生活を続けることにつながります。

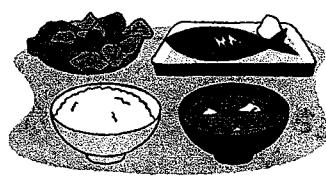
高齢期を健やかに過ごすためのポイント

ポイント1 自分にあったほどよい運動や、 生活の中で積極的に体を動かしましょう！

ウォーキングや体操などの有酸素運動は、血管の老化を遅らせます。

ポイント2 バランスのとれた食生活！

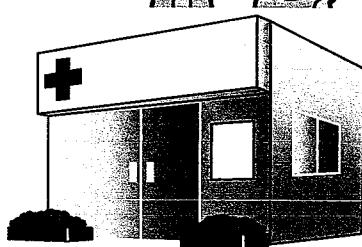
塩分を控え、お酒はほどほどに。
青背の魚、野菜を積極的に食べましょう。



ポイント3 積極的に人と交流したり、 趣味、社会活動に参加しましょう！

ポイント4 健診を定期的に受けて、心身の健康管理を！

老年症候群（転倒・骨折、関節疾患、衰弱等の高齢期特有の状態）や生活習慣病の予防・持病の管理につながります。



認知症により出やすい困りごとと暮らしの中でできること

～認知症と共に生きる本人からのヒント～

認知症により記憶力や判断力が低下すると、生活の中で困ることがあります。

そのような時に、役立つ工夫を紹介します。

困りごと	暮らしの中でできること
物を置いた場所を忘れる	<ul style="list-style-type: none"> 大事なもの、よく使うものは定位置に置くようにする しまい場所に目印をつける
日付や曜日がわからず不安になる	<ul style="list-style-type: none"> 日付や曜日が表示される時計を使う 
薬を飲んだかどうか不安になる	<ul style="list-style-type: none"> お薬カレンダーにセットする 薬を飲む時間にアラームをセットしておく
火を使っていることを忘れてしまう	<ul style="list-style-type: none"> 安全装置のついたガスコンロ等を使う 離れるときは、指さし確認をして火を消す
同時にいくつかのことをするのが難しくなる	<ul style="list-style-type: none"> 何かをする時にはテレビや音楽を消す 何かをするときに声をかけられたら待ってもらう 一度にひとつだけ、一文を短く話してほしいと伝える
買い物をしてあるものを買ってしまう	<ul style="list-style-type: none"> 家を出る前に「買わない物リスト」をつくる
判断に時間がかかる	<ul style="list-style-type: none"> 答えを選択できるような質問に切り替えてもらう 5秒間、返事を待ってほしいと伝える 聞き取るより文字を読むほうが楽なら、紙に書いてもらう
音や目に入るものの、人混みに疲れる	<ul style="list-style-type: none"> 耳栓をするなど、聞こえる音を減らす アイマスクをして休む 明るすぎると疲れる場合には、家の中の電気やテレビなどの明るさを調整してもらう

認知症と共に生きる
本人からのメッセージ①

<工夫しながらそれぞれのことに挑戦するのが大事>

『たったそれだけで?』という工夫で、やりやすくなることがあります(中略)。認知症は新しいことが覚えられないといわれますが、繰り返しやると、やりやすい方法を考えたり、パターンが見えて気をつける場面がわかってくることも。工夫しながら、それぞれのことに挑戦するのが大事だと思います。



<「失敗しないようにする工夫」ができます>

失敗を重ねることで、どういうときにミスをするか、混乱するかがわかり、「失敗しないようにする工夫」ができます。発症した当時より、今のが上手に家事をこなしている気がします。

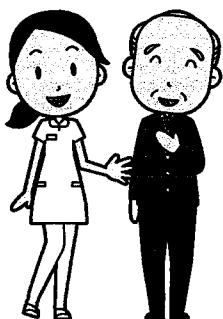
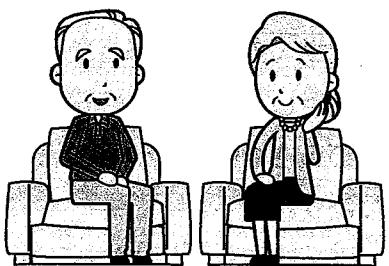
*認知症の人がつたえる・つくる・つながる「3つの会@web」のご厚意で
ご本人からのメッセージを掲載しています。 <http://www.3tsu.jp/>

気づいたときに早めに相談しましょう

理由1

これから的生活を準備することができます

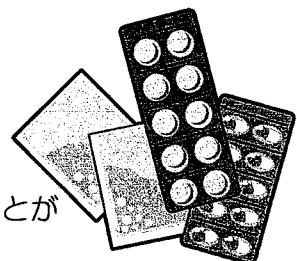
- 早期に診断を受けることで、ご本人やご家族が認知症への理解を深め、見通しを持つことができます。
- 治療への希望やどのような暮らし方をしていきたいのかなど、家族や支援者と話し合い、今後の生活の準備をすることができます。



理由2

治る認知症や一時的な症状の場合があります

- 認知症を引き起こす病気には、早めの受診で改善が可能なもの(※正常圧水頭症、慢性硬膜下血腫、甲状腺機能低下症、うつ病など)があります。



理由3

進行を遅らせることができる場合があります

- 原因となる病気によって治療方法が異なります。薬で進行を遅らせるができる場合があります。
- アルツハイマー型認知症は、早い段階で服薬治療を始めることが効果的です。

認知症と共に生きる
本人からのメッセージ②

<認知症と診断を受けたときに感じたこと>

「告知されたとき、わけがわからないまま診察室を出てきました。そのころの私にとって、認知症はテレビで見たままの、『徘徊』『人に迷惑かける』『わけわからなくなる』ってイメージ。そんなわけない、信じられない、というか信じたくなかったですよ。昨日までは車の運転もし、テニスも山歩きも普通にやってたのに。」



<思った以上に力を発揮できる>

認知症のやりづらさを抱えているのに、そうではなかつたころの自分のようにやろうとしてしまい、たくさん失敗しました。その失敗が自分自身に「もうだめだ」という感覚を植え付けるのです(中略)。でも、そういう私を、皆がそのまま受け入れてくれて、責められたり指摘されずに暮らしていくうちに、混乱が収まっていたのです。私自身が、「そういう私を受け入れられるようになったのです。自分自身が、家族が、いろいろな友だちや仲間が、ちゃんと支えてくれている環境があれば、思った以上に力を発揮できる。

認知症に関するご本人やご家族の相談窓口

高齢者に関する相談窓口「高齢者あんしん相談センター」は、区内に8か所あります。

ご本人やご家族、ご近所の方の相談などもお受けしています。お気軽にご相談ください。

日常生活圏域*	問い合わせ先	電話番号	所在地
富 坂	高齢者あんしん相談センター富坂	03(3942)8128	白山5-16-3
	高齢者あんしん相談センター富坂分室	03(5805)5032	小石川2-18-18
大 塚	高齢者あんしん相談センター大塚	03(3941)9678	大塚4-50-1
	高齢者あんしん相談センター大塚分室	03(6304)1093	音羽1-15-12
本富士	高齢者あんしん相談センター本富士	03(3811)8088	湯島4-9-8
	高齢者あんしん相談センター本富士分室	03(3813)7888	西片2-19-15
駒 込	高齢者あんしん相談センター駒込	03(3827)5422	千駄木5-19-2
	高齢者あんしん相談センター駒込分室	03(6912)1461	本駒込2-28-10

開設時間(分室を除く) 月～金=9:00～19:00 土・日・祝日・12/29～1/3=9:00～17:30

分室の開設時間 月～土=9:00～17:30 日・祝日・年末年始は休み

*ご本人の高齢者あんしん相談センターは、介護保険証おもて面下、日常生活圏域欄でご確認ください。

認知症について相談したいと思ったら

もの忘れ医療相談・ 認知症初期集中支援事業

内 容：区民の方(施設入所者を除く)を対象に、認知症サポート医である嘱託医と認知症支援コーディネーター等が、困り事や心配事をお受けします。面接相談の他に、状況に応じてご家庭を訪問し、認知機能の低下によりどのような生活の困難さがあるのかをお伺いします。

支 援：状況に応じて、認知症サポート医・専門医・看護師・保健師・社会福祉士等の専門職が、チームを組んで、最長6ヶ月間を目安に支援を行います。

申 込：お近くの高齢者あんしん相談センターへ電話でお申込みください。



東京都区中央部認知症疾患医療センター

内 容：専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携推進等を実施しています。

相談窓口：03-5684-8577(直通)

受付時間：平日 9:00～12:00 13:00～16:00

※文京区では、順天堂大学医学部附属順天堂医院が指定を受けています。

東京都若年性認知症総合支援センター

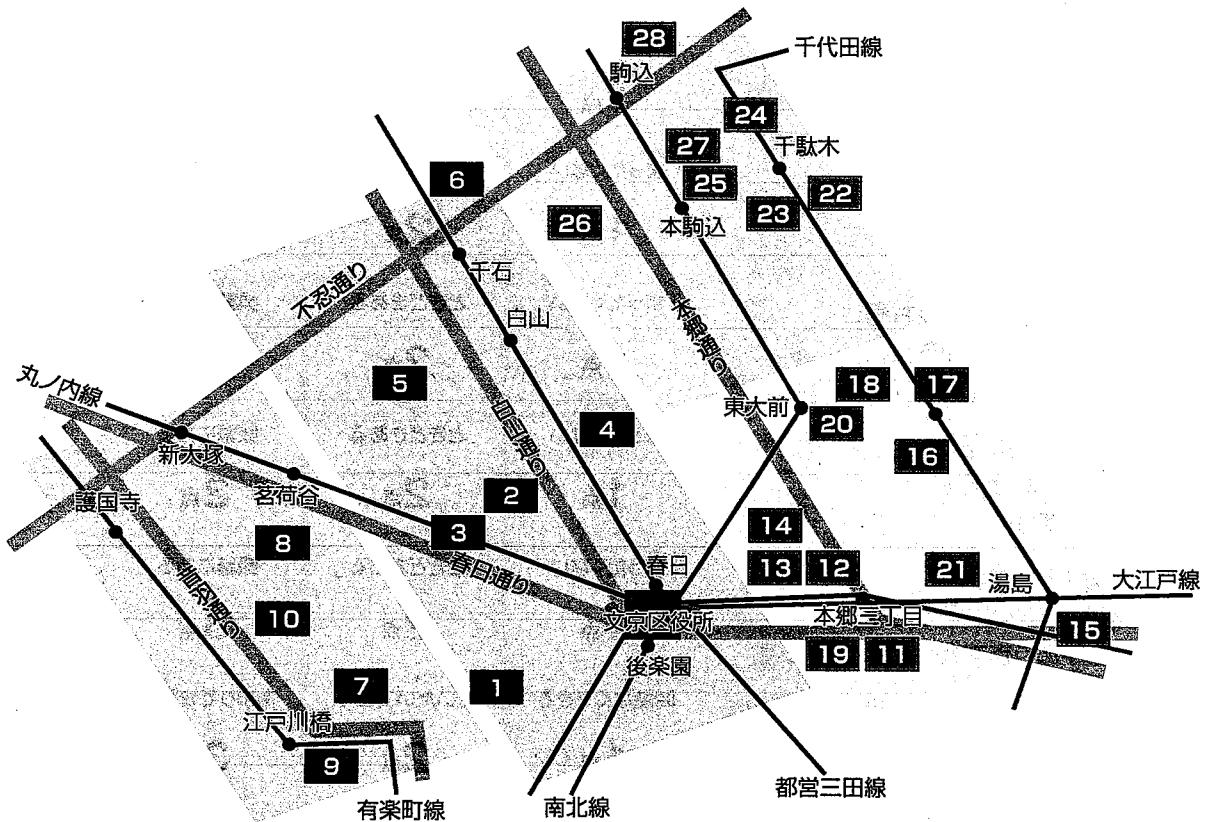
内 容：専門の相談員が65歳未満の若年性認知症の人の相談に対応しています。

相談窓口：03-3713-8205

受付時間：平日 9:00～17:00

認知症について医師に相談したいとき ～文京区内の認知症サポート医～

「認知症サポート医」は、認知症についてのアドバイスや診断、専門医療機関の紹介などを行う医師です。認知症の疑いや不安が生じた場合、どこの医療機関（病院・診療所）に相談・受診すればよいのか分からぬ時は、お近くの「認知症サポート医」へご相談ください。



	医療機関名 所在地	医 師 名 電 話 番 号
1	須田整形外科クリニック 後楽2-23-15	須田 均 03(3811)0881
2	中村クリニック 小石川3-27-6 コスモ小石川103	中村 宏 03(3818)7677
3	小石川ホームクリニック 小石川4-20-1 イトーグリエイト小石川ビル3階	門川 誠 03(3868)8282
4	八千代診療所 白山1-5-8	井上 博和 03(3811)4519
5	杉山クリニック 千石2-13-13	杉山 弘行 03(3944)5933
6	加藤内科胃腸科クリニック 本駒込6-1-21 コロナ社第3ビル1階	加藤 裕昭 03(5319)1470
7	石原医院 小日向1-6-6	藤原 陽子 03(3941)8526
8	みらいメディカルクリニック茗荷谷 大塚1-4-15 アトラスター茗荷谷202	松本 正雄 03(3943)0123
9	江戸川橋さくらクリニック 関口1-1-6 新星ビル4階	千葉 悅子 03(5227)3433
10	あとわ内科・脳神経外科クリニック 音羽1-5-17	川又 達朗 03(6662)7755
11	本郷ファミリークリニック 本郷1-33-8 ハウス本郷ビル6階	吉田 有法 03(3868)7501
12	コーラルクリニック 本郷4-1-7 近江屋第2ビル301	石垣 泰則 03(5844)3133
13	坂口医院 本郷4-9-22	坂口 正巳 03(3811)1560
14	慈愛病院 本郷6-12-5	吉田勝俊・小林 中・山道紀子 03(3812)7360

15	清家クリニック 湯島3-38-13 坂東ビル2階	清家 正弘 03(3831)2438
16	文京根津クリニック 根津1-1-18 パライソ和田ビル3階	任 博 03(3821)2102
17	谷根千クリニック 根津2-33-14 ヴィラージュ藍染1階	樋口 哲郎 03(3827)2731
18	根津診療所 根津1-27-3	根岸 京田・小松 裕子 03(3823)0096
19	後楽園こころのあかりクリニック 本郷1-35-26 LEREVE文京本郷2階	吉川 大輝 03(3812)5562
20	やよい在宅クリニック 弥生1-5-11 弥生クリニックビル	水口 義昭・三嶋 拓也 03(6240)0737
21	大森医院 湯島4-9-8	石川みずえ 03(3811)0888
22	吉行医院 千駄木2-34-10	吉行 俊郎 03(3821)7994
23	藤原クリニック 千駄木3-2-7 リエス千駄木1階	藤原 直之 03(3821)3767
24	内科小児科にわ医院 千駄木4-8-12	丹羽 明 03(3824)0482
25	森谷医院 千駄木5-43-11	森谷 茂樹 03(3821)0128
26	谷口医院 本駒込2-8-11	谷口 善郎 03(5395)7760
27	駒込かせだクリニック 本駒込4-19-16 タウンハイム本駒込1階	加勢田美恵子 03(5832)5665
28	近藤医院 本駒込5-60-6	近藤 秀弥 03(3821)1804

自分でできる認知症の気づきチェックリスト

気になり始めたら自分でチェックしてみましょう。ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

		最もあてはまるところに○をつけてください。				
チェック		まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ	
1	財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか		1点	2点	3点	4点
2	5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか		1点	2点	3点	4点
3	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの忘れがあると言われますか		1点	2点	3点	4点
4	今日が何月何日かわからないときがありますか		1点	2点	3点	4点
5	言おうとしている言葉が、すぐ出てこないことがありますか		1点	2点	3点	4点
6	貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか		問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
7	一人で買い物に行けますか		問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
8	バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか		問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
9	自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか		問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
10	電話番号を調べて、電話をかけることができますか		問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない

チェックしたら、①から⑩の合計を計算▶合計点 点

20点以上の場合は、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。近くの医療機関や身近な相談窓口の高齢者あんしん相談センターにご相談ください。認知症サポート医による「もの忘れ医療相談」を実施しています。⇒8ページをご覧ください。

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安です。認知症の診断には医療機関での受診が必要です。

※身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。

出典:東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課「知って安心認知症」平成26年5月発行

編集 平成28年度文京区認知症ケアパス検討専門部会 発行 文京区福祉部高齢福祉課 電話03-3812-7111(代表)



この冊子は環境に配慮し、古紙配合率100%の
再生紙及び植物油インキを使用しています。

初版 2016年3月
第4刷 2020年7月

印刷番号 E0220005

じ　ぶん

自分ひとりでは よくわからない!?

そんな時でも 安心して くらせるために。

いろいろな
てつづき しきかた
手続きの仕方が
よくわからない

よくわからずに
けいやく
契約を
してしまった

何にお金を
つか
使ってしまったのか
おもだ
思い出せない



成年後見制度

せいねんこうけんせいど



△ わかりやすく
△ はな
△ お話しします!

後犬ちゃん

ご家族や あなたが頼りにしている人と ひとつよ
ひと いっしょに読んでください

もっと詳しく 知りたい方は

成年後見はやわかり 厚労省





せいねんこうけんせいど

成年後見制度って なんだろう？

ちてきしょうがい　せいしんしょうがい　にんちしょう
知的障害・精神障害・認知症などによって
ひとりで決めることに 不安や心配のある人が
いろいろな契約や 手続をするときに
お手伝いする制度です。



いりょうふくし
医療や福祉サービスの

てつづき　けいやく
手続きや契約が

むずかしくて わからない

せいねんこうけんにん　てつだ
成年後見人などが お手伝いします！

せつめい
わかりやすく 説明してくれたり、
か
あなたに代わって
てつづき　けいやく
手続きや契約を してくれたりします。



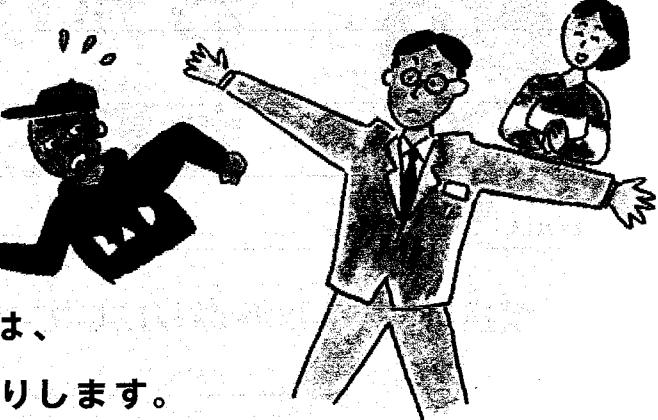
よくわからないまま

いらないものを

か買わされそうになる

せいねんこうけんにん　てつだ
成年後見人などが お手伝いします！

か
買うか買わないか
かんが
いっしょに考えてくれたり、
か
まちがって 買ってしまったときは、
か
買わなかったことに してくれたりします。



せいねんこうけんにん
「成年後見人」などが、
 き たしか
あなたの気もちを 確かめながら
 かね つか かた
お金の使い方や いろいろな
 けい やく て つづき たす
契約・手続を 助けてくれます。



わす おお
もの忘れが 多くて
 かね つか
お金を ついつい 使ってしまう

せいねんこうけんにん
成年後見人などが お手伝いします!

かね だ い
お金の出し入れを
 かんが
いっしょに考えて くれたり、
 ほ けんりょう ぜい きん し はらい
保険料や税金の 支払を
 て つだ
手伝って くれたりします。



おや のこ
親が残してくれた
 かね いえ
お金や家などを
どうしたらよいか わからない

せいねんこうけんにん
成年後見人などが お手伝いします!

あなたといっしょに
 いさん わ かた はな
遺産の分け方を 話しあったり、
 ひつよう と ち たて もの
必要があれば 土地や建物を
 う 売ったり してくれます。





り よう 利用している人は どう思っているの?



ち やく じょう がい
知的障害のある Aさんの場合

い ぜん かい だん
以前、階段でころんで 足や腰の骨をおる

おお
大ケガをしたことが ありました。

わたし
そのとき、私といっしょに 説明を聞いて、

しゅ じゅつ にゅう いん
手術や入院の 手続なども

いっしょにやって もらえました。

じ ぶん
あのとき、自分ひとりだったら と思うと、

いま
今でも ぞっとします。



ち やく じょう がい
知的障害があり、親せきとも お付き合いがなく、

たよ
頼れなかつたために 成年後見制度を利用した Aさん。

せいねん こう けん にん
成年後見人には、病院への入院の手続や支払、

せい かつ ひ
生活費のやりくりの お手伝いなどを お願いしています。



精神障害のある Bさんの場合



喫茶店で ケーキセットを食べるのが 大好き。
でも、以前は お金がうまく 使えなくて、
気がついたら お財布の中に お金がまったく
入っていなかったことが ありました。
携帯電話の支払が できなくなって、
とめられてしまったことも ありました。
今は、生活費のやりくりも 助けてもらえるので
安心して ケーキセットを 食べられます。



記憶障害があり、どれだけお金を使ったか わからず

不安になって、成年後見制度を利用した Bさん。

成年後見人には、お給料や障害年金、生活費のやりくりや
むずかしい契約の お手伝いなどを お願いしています。



せいねんこうけんにん

成年後見人などと うまくいかなかつたら？

せいねんこうけんにん
成年後見人などは、あなたの気持ちを しっかり聞いて、
おもだいいちかんがてつだ
あなたが思うことを 第一に考えて お手伝いをしてくれます。

しかし…

しせつでそうだん
施設から出る相談を
したいのに、
こうけんにん
後見人はほとんど
あ会いに来ない。
やっと会えても
「施設の人と 話しあって」
としか言わない。



ほしかった
けいたいけいやく
携帯の契約を
こうけんにん
後見人に
ねがお願いしたのに、
そうだん
なんの相談もなく
ちがけいたい
まったく違う携帯が
おく送られてきた。



、こんなときは、

がまんをしないで

せんもんまどぐちそうだん
専門の窓口に 相談しましょう

せいねんこうけんにん
成年後見人などが
べんごし
弁護士などの
せんもんかばあい
専門家の場合は、
せんもんかだんたい
その専門家の団体

しきくちょうそん
市区町村や
しゃかいふくしきょうざかい
社会福祉協議会、
けんりようご
権利擁護センターなどの
そうだんまどぐち
相談窓口

あなたが してほしい お手伝いについて
かんが
みんなで 考えなおして くれます。



せいねんこうけんせいど とちゅう 成年後見制度は途中でやめられるの?

いちど 成年後見制度を 利用すると
途中で やめることは できません。
途中で やめると、
あなたがしたい生活を 守ってくれる人が
いなくなってしまうからです。



利用したいと 思った時には、
「成年後見制度は 途中でやめられない」
ということを よく考えて
利用するかどうかを 決めてください。

* お医者さんが書いた 診断書で 障害や症状の回復が認められ、
家庭裁判所で 取消が認められると やめられます。



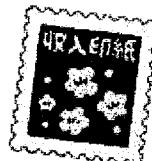
制度を使うと お金はかかるの?

成年後見制度を 利用するためには、

まず、家庭裁判所に、書類を出して 希望を伝えます。

(これを「申立て」と 言います)

その時に、お金が かかります。



申立て手数料(収入印紙)

800円

登記手数料(収入印紙)

2,600円

その他(連絡用の郵便切手代、鑑定料など)

申立てのあと、成年後見人などが 決まって

制度の利用が 始まると、成年後見人などに

お手伝いしてもらう 仕事に対して お金を支払ます。

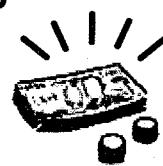
支払う金額は、家庭裁判所が 決めます。

お金を持っていない人のために、

あなたが住んでいる 市区町村が

お金の一部を 出して

助けてくれる 制度もあります。

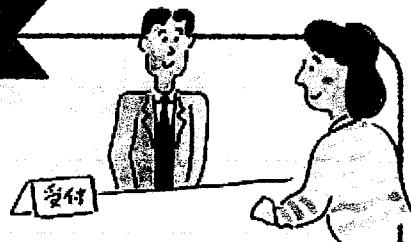




制度を使うには どうすればいいの?

ちいき そうだんまどぐち
地域の相談窓口へ

相談



相談支援専門員、地域包括支援センター、権利擁護センター、
けんりようごうごせんたー

しゃかいふくしきょうぎかい せいねんこうけん しくちょうそん そうだんまどぐち
社会福祉協議会、成年後見センター、市区町村の相談窓口、

せいねんこうけんせいど かかくこうじん しゃかいふくしき し ほうしょ しべんごし だんたい
成年後見制度に関わっている 社会福祉士・司法書士・弁護士の団体など

かていさいばんしょ
家庭裁判所へ

申立て



しんだんしょ ひつよう しょるい てすうりょう ようい
診断書と必要な書類、手数料などを ご用意ください。

じょうきょう じょうたい き
あなたの状況や状態などを お聞きすることが あります。

せいねんこうけんにん けつてい
成年後見人などの決定

成年後見制度の開始



せいねんこうけんにん かていさいばんしょ えら
成年後見人などは 家庭裁判所が 選びます。

きぼう ひと せいねんこうけんにん えら ばあい
あなたが希望する人が 成年後見人などに 選ばれる場合や、
せんもんか えら ばあい
専門家などから 選ばれる場合が あります。

もうした りようかいし きかん おお ばあい
※ 申立てから 利用開始までの期間は、多くの場合

はや かげつ なが かげつ いない
早ければ1~2ヶ月、長くとも4ヶ月以内くらいです。



どこまで お手伝いして もらえるの?

あなたの 障害や 認知症の 程度によって
 「補助」「保佐」「後見」の 3つの種類があり、
 お手伝いできる 範囲が 変わります。

	補 助	保 佐	後 見
対象となる人	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方	重要な手続・契約などを、ひとりで決めることができない方	多くの手続・契約などを、ひとりで決めことができないむずかしい方
受けられるお手伝いの範囲	<ul style="list-style-type: none"> 一部の限られた手続・契約などを ・いっしょに決めてもらう ・とりけしてもらう ・代わってしてもらう 	<ul style="list-style-type: none"> 財産にかかる重要な手續・契約などを ・いっしょに決めてもらう ・とりけしてもらう ・代わってしてもらう 	<ul style="list-style-type: none"> すべての契約などを ・代わってしてもらう ・とりけしてもらう

※補助、保佐の場合、お手伝いしてもらうことを変えることができます。

※むずかしい手続や契約などをあなたに代わってしてもらうお手伝い(代理権)や
いっしょに決めてもらうお手伝い(同意権)を付け加えるときは、別にお金がかかります。



どんなお手伝いを受けられるのかは、
 お医者さんが書いた 診断書などをもとにして
 家庭裁判所が決めます。



成年後見制度について 聞きたいときは？

成年後見制度について わからないことや 聞きたいことは

あなたが住んでいる 地域の

・相談支援専門員

・地域包括支援センター

・権利擁護センター

・社会福祉協議会

・成年後見センター

・市区町村の相談窓口

へ お問い合わせください。



すでに 成年後見制度を 使おうと考えている方は、

お近くの 権利擁護相談窓口へ ご相談ください。

また、下記の場所でも お問い合わせに お答えしています。

●成年後見制度について●

法テラス（日本司法支援センター）TEL:0570-078374（コールセンター）

全国の 弁護士会

全国の 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 及び 司法書士会

各地の 都道府県社会福祉士会のばあとなあ

●成年後見制度を 利用するための 申立ての手続や 必要書類、費用などについて●

全国の 家庭裁判所

せい ねん こう けん せい ど
成年後見制度について
もっといろいろ 知りたいときは、
こう せい ろう どう しょう
厚生労働省の ポータルサイト
せい ねん こう けん
「成年後見はやわかり」を
ごらんください。



後犬ちゃん

せい ねん こう けん
成年後見はやわかり 厚労省



ち いき そ う だん ま ど ぐ ち
あなたの地域の 相談窓口

あなたのための

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害があっても

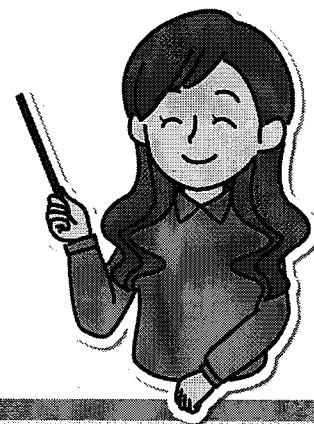
いつまでも自分らしく安心して暮らせるために

文京区社会福祉協議会

成年後見制度とは？



年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害などで、福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な方の、権利や財産を保護し、支えるための制度です。



成年後見制度の理念

●ノーマライゼイション

判断能力が十分でないからといって特別扱いするのではなく、これまでと同じような生活ができるように支援すべき、という考え方です。

●自己決定の尊重

本人の不利益にならない範囲で、本人の決定を尊重するという考え方です。これまでの生活や現在の状況などを総合的に考慮し、一緒に決めていきます。

●現有能力の活用

本人が今もっている能力を最大限活用できるように支援するべき、という考え方です。

後見人が支援できること

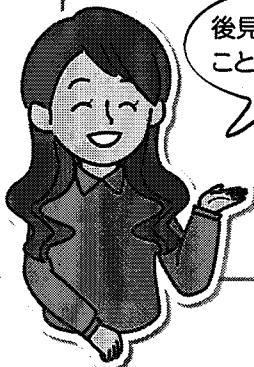
●財産管理

成年後見人が本人の預貯金の管理や不動産などの処分、遺産分割など財産について保護・支援します。本人のために必要な支出を計画的に行います。

●身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退院手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわる契約などの支援を行います。

後見人は、これらのことを行っています。



後見人に与えられる権限

●代理権

介護認定の申請や福祉サービスの契約などを、後見人が本人に代わって行うことができます。また、本人のために預貯金の預け入れ、払い戻しなど金融機関の手続きができます。ただし、代理権の範囲は本人の判断能力の程度によって異なります。

●同意権・取消権

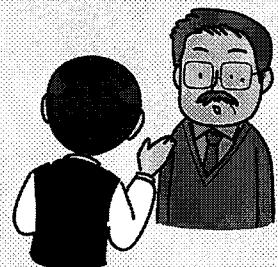
「同意権」とは、本人が重要な財産に関する契約等を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討し、問題がない場合に同意（了承）する権限です。

「取消権」とは、本人が行った法律行為を取り消す権限です。本人の判断能力が十分でなく、本人に不利益が及ぶような契約をしてしまった場合にその契約を取り消すことができます。

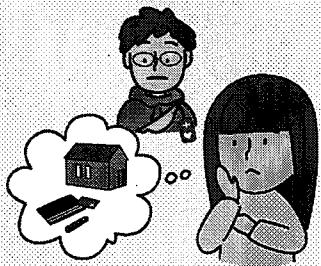
こんなときご利用できます

財産管理が必要になった時

認知症の父の通院費用など支払いのため、現金引き出しへ銀行へ行ったが「本人以外は払い戻しできない」と言われた。



両親が死亡し、一人暮らしとなった知的障害者の兄がいる。相続の手続き、不動産や預貯金をどう管理していいかわからない。



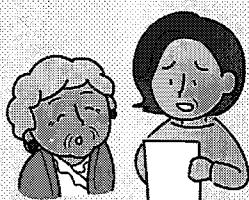
福祉サービスの利用をしたい時

ひとり暮らしの父が認知症になり、必要な在宅福祉サービスや施設入所の契約内容が自分では理解できない。



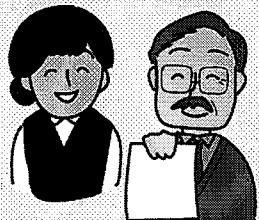
悪徳商法などで被害を被った時

認知症の母は、訪問販売員から不当に高い物を何度も買わされてしまう。



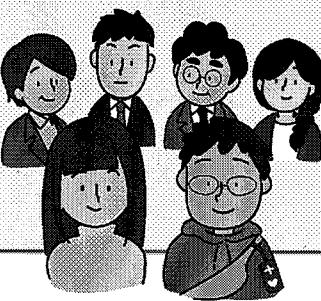
利用のメリット

成年後見制度を利用して代理権が得られれば、後見人がお父さんに代わって預金を払い戻し、通院費などの支払いに充てることができるようになります。預金や現金はお父さんのものとして管理していきます。



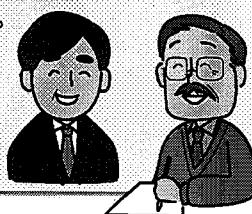
利用のメリット

後見人を中心にお兄さんを地域で支えていきます。預貯金や不動産などの財産を守り、福祉サービスの契約を行うことが後見人の仕事です。



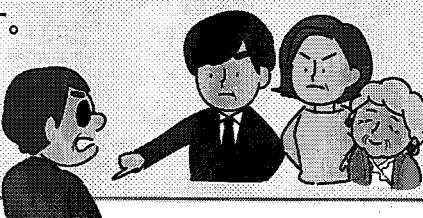
利用のメリット

判断能力が不十分なお父さんに代わって後見人が福祉サービスや施設入所契約の内容をよく理解し、契約の代理などを行います。



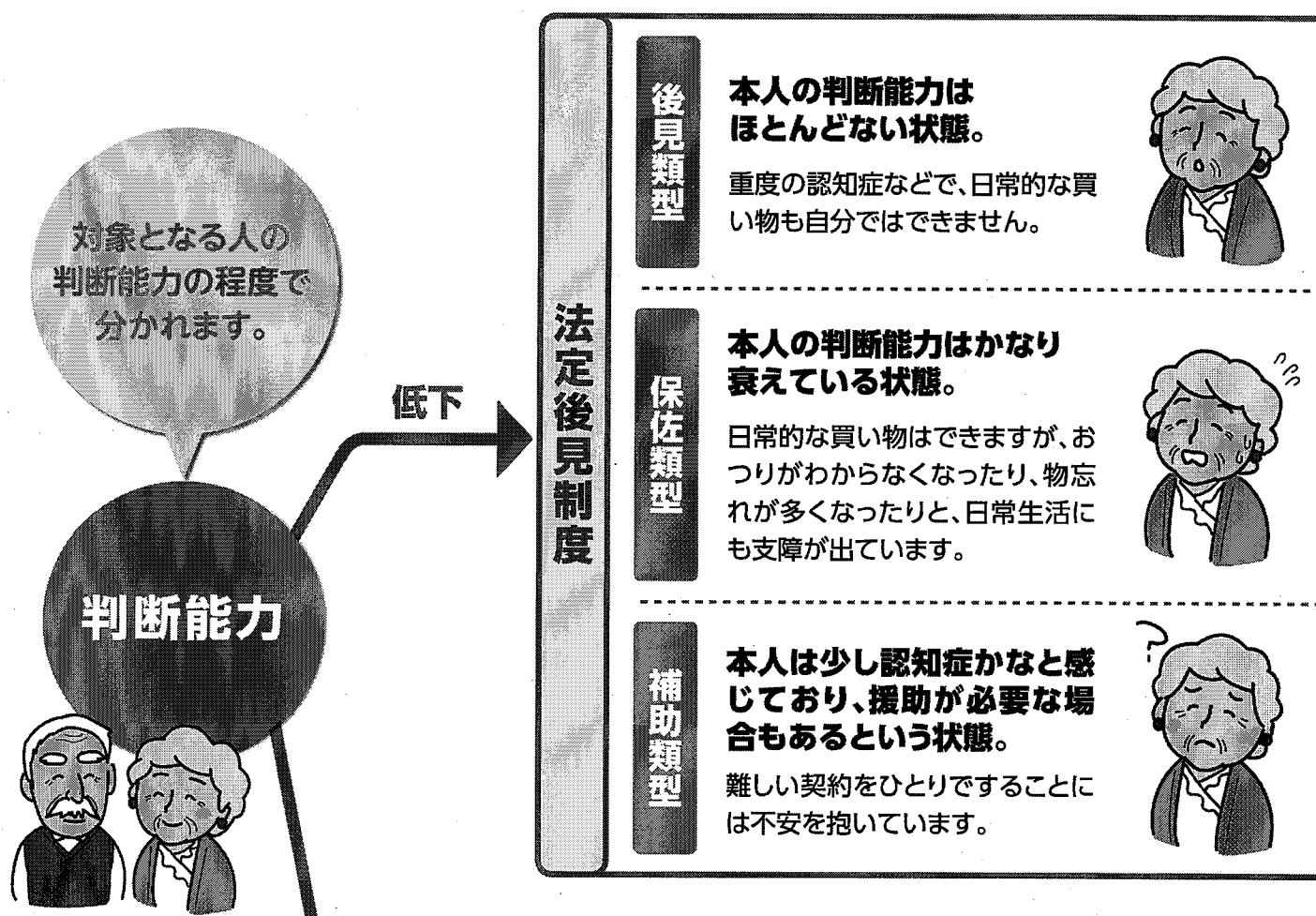
利用のメリット

後見人が判断して本人に不利益な契約を取り消し、認知症高齢者を狙った悪徳商法の被害を防ぐことができます。



2つの成年後見制度

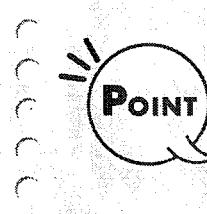
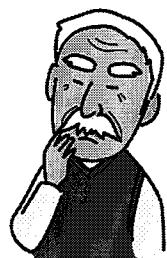
成年後見制度には、判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」と、元気なうちにあらかじめ後見人や将来の支援内容を自分で決めておく「任意後見制度」があります。



任意後見制度

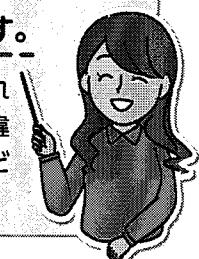
元気で契約締結能力がある人が対象。

現在は大丈夫ですが、将来の財産管理や生活が不安なのであらかじめ後見人や支援して欲しいことを契約で決めておきます。



法定後見制度の類型は医師の診断書に基づいて家庭裁判所が判断します。

本人を保護する必要性の高い順に「後見類型」「保佐類型」「補助類型」の3類型に分類されます。それぞれの支援者は「成年後見人」「保佐人」「補助人」と呼ばれ、支援できる内容に違いがあります。支援者となった人は、本人にできることは何か、支援が必要なことは何か、どうすれば本人のために最善かを考えていきます。



本人の同意の有無

支援者

後見人ができること

不要

成年後見人

「成年後見人」が日用品の購入や公共料金の支払いなどを除くすべての「法律行為」※¹を本人に代わって行ったり(代理権)、必要に応じて取り消したりします(取消権)。本人の言葉のみならず、現在の生活状況を考慮した上で、本人にとっての最善の利益を考えて支援することが大切です。

不要

保佐人

申立て時に「保佐人」による代理が必要な項目を選択します。本人とよく話し合い、支援内容に納得してもらったうえで申立てをすることが必要です。また保佐人は「重要な法律行為」※²についての同意(了承)をする権限を持ちます。本人が保佐人の同意を得ないで重要な法律行為を行った場合は、その行為を取り消すことができます。

必要

補助人

申立て時に「補助人」による代理・同意・取消が必要な項目を選択します。本人とよく話し合い、支援内容に納得(同意)してもらった上で申立てをすることが必要です。

制度利用に際して本人の同意の有無

本人が任意に
契約

公証役場で契約

判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて任意後見人を決めておき、公証役場にて任意後見契約を結びます。任意後見受任者が、任意後見契約で決めておいた財産管理や身上保護に関する法律行為を本人に代わって行います。
同意権・取消権はありません。

※1「法律行為」とは

後見人が行う法律行為とは、主に財産管理や生活・療養看護に関する事務のことを指します。

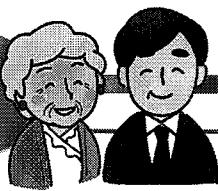
※2「重要な法律行為」(民法第13条第1項)とは

①貸金の元本の返済を受けること。②金銭を借り入れたり、保証人になること。③不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり手放したりすること。④民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。⑤贈与すること、和解・仲裁合意をすること。⑥相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。⑦贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。⑧新築・改築・増築や大修繕をすること。⑨一定の期間を超える賃貸借契約をすること。⑩前①から⑨の行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人など)の法定代理人としてすること。

法定後見制度申立て手続きの流れ

「法定後見制度」を利用するには、家庭裁判所に対する申立てが必要になります。

検討



申立て準備

■本人の診断書をとる

本人の判断能力がどれくらいか、医師による診断書(成年後見用)をとります。診断結果によって、後見・保佐・補助のいずれに該当するかが決まります。

●診断書をとる為の費用は?

成年後見診断書…

3,000円～10,000円程度

申立人を検討する

●申立てできる人は?

・本人、配偶者、四親等内の親族

(下図参照)

・区市町村長、検察官など

■後見人の候補者を検討する

●成年後見人になる人は?

・本人の親族

・法律・福祉の専門家

(弁護士、司法書士、社会福祉士など)、その他、市民後見人など第三者がなることができます。

・法人

※最終的には家庭裁判所が適任者を選任します。

※複数の人がなることもあります。

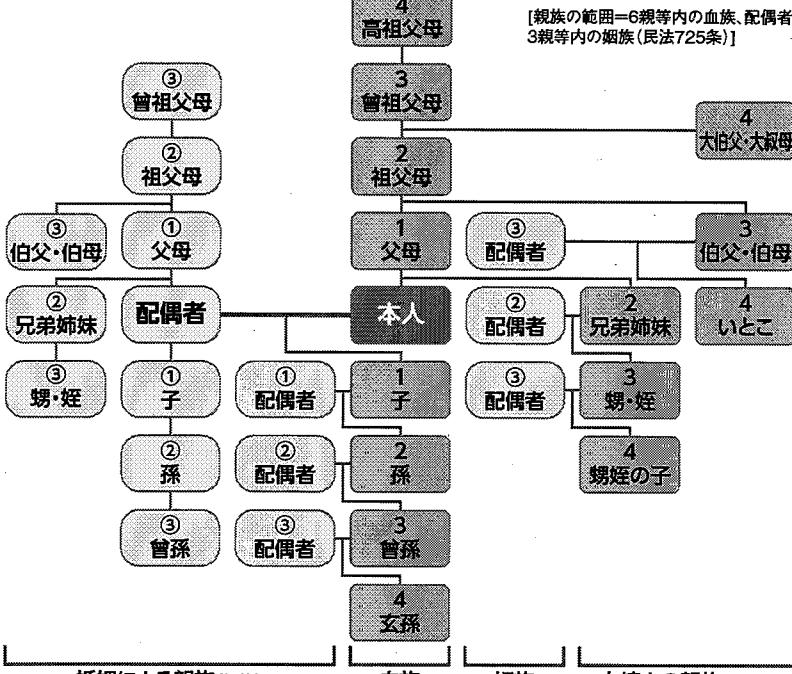
※申立ての時点で後見人の候補者がいない場合も申立てできます。



■四親等内の親族図(申立てできる人)

数字は、本人からみた親等数を表します。(○数字は姻族)

[親族の範囲=6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族(民法725条)]



■申立てに必要な書類を準備する

●必要な書類と費用は?

<東京家庭裁判所の例>

①申立て関係書類

②本人の戸籍抄本・住民票

③本人が「後見登記されていないことの証明書」…300円

④本人の診断書(成年後見用)

⑤本人情報シート

⑥後見人候補者の戸籍抄本・住民票

⑦印紙・切手類…1万円程度

⑧鑑定費用…10万円

費用合計…約12万円

※鑑定省略の場合、鑑定費用はかかりません。

※低所得等で支払いが困難な方を対象に費用助成もあります。

詳しくは11ページへ

POINT

書類の書き方
お教えします

権利擁護センターでは「申立て書の書き方がわからない」「専門家に作成を依頼したい」という方のご相談にのります。記入方法をお伝えしたり、専門家の紹介します。





申立て

申立人が本人の所在地の家庭裁判所に予約をとり申立てます。原則として本人、申立人、後見人候補者が家庭裁判所に行きます。

- 家庭裁判所では何をするの?

■調査・審問

家庭裁判所の調査官が本人の状況や親族の意向を調査します。

■鑑定

原則として「後見」「保佐」の申立ての場合は本人の判断能力について医師の鑑定を行います。
※省略されることもあります。

■類型の決定と後見人の選任

家庭裁判所が本人の状況を判断して、いずれの類型に該当するかを決定。適切な後見人を選任します。

審判が出る

審判書の受領後、2週間以内に不服申立てがなかった場合に審判確定となります。

後見登記をする

審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。審判書を受け取った時から約1か月で登記が完了します。登記完了後に取得できる「登記事項証明書」は後見人が本人に代わり契約を行うなど活動する際に、該当する権限を有していることを証明するものとなります。

最初にすること

就任後、後見人が財産目録・年間収支の見込みを家庭裁判所に提出します。

活動の報告をする

定期的に家庭裁判所に活動報告をします。

法定後見人に支払う報酬は本人の財産状況や後見活動の内容に応じて家庭裁判所が決定します。

※生活保護の方、または準ずる方を対象に報酬助成もあります。
詳しくは11ページへ

法定後見が終了するときとは

- 本人が死亡したとき、または失踪宣告されたとき。
- 後見開始の審判が取り消されたとき。

終了時のこととは

- 死亡報告書の提出(家庭裁判所)
- 終了の登記申請(法務局)
- 清算事務…管理している財産の計算
- 相続人への財産の引き渡し

POINT

申立てに必要な書類の入手先はここ!

- 診断書様式
- 申立ての手引き
- 申立書類等
- 登記されていないことの証明書
- 印紙・切手類

→ 東京家庭裁判所ホームページ

→ 東京家庭裁判所 後見サイト

検索

※権利擁護センターでもお渡しできます。

→ 東京法務局ホームページ

→ 東京法務局

検索

→ 東京家庭裁判所地下の売店でまとめて購入可能

後見人業務に含まれないもの

- 入院や施設入所時の身元保証人または身元引受人になること
- 医療行為に対する同意
- 介護や家事などをすること
- 本人の本質的な意思が必要な行為(遺言、結婚、認知、養子縁組など)

任意後見制度申立て手続きの流れ

将来、判断能力が低下したときに備えて「任意後見制度」を利用するには、公証役場に行き、後見受任者と公正証書により契約する必要があります。

将来、
判断能力が
低下した時に
備えて

検討

契約

判断能力が
低下したら



後見人を決める

●任意後見人になる人は?

任意後見人には成人していれば誰でもなることができます。親族や友人など身近に任意後見人になってくれる人がいない場合、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家に依頼することもできます。また社会福祉法人など法人を任意後見人とすることも可能です。

委任する内容を決める

本人と将来任意後見人となる「任意後見受任者」で話し合い、委任する内容を決めます。

●委任する内容は?

- ・財産管理に関する法律行為
- ・身上保護に関する法律行為(P3参照)

●任意後見人に支払う報酬とは?

任意後見人に報酬を支払うか、またその金額についてなどは本人と任意後見人を引き受けた人との話し合いで決まります。あらかじめ決めて契約しておくことが大切です。

POINT

財産管理契約

自分の財産管理を第三者に委任する契約です。判断能力はしっかりしているけど、高齢のため身体が不自由になって、自分ひとりでは財産を管理することが難しくなった場合などに利用することができます。





任意後見監督人の選任を申立て

本人の判断能力が不十分になった時期に、住所地の家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てをします。

●申立てできる人は誰?

本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者

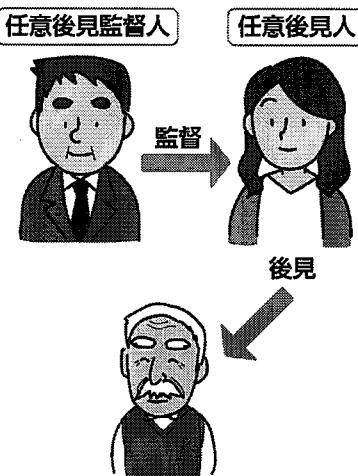
●提出する書類は?

- 申立て関係書類
- 本人に関するもの 戸籍抄本・登記されていないことの証明書・診断書等

●監督人の選任にかかる費用は?

- ①収入印紙…2,200円
- ②郵便切手…3,270円

任意後見人が正しく職務を行っているかを確認するために、必ず任意後見監督人を選任します。任意後見受任者はこの任意後見監督人が選任されたときから正式に任意後見人と見なされ、任意後見契約に基づいた代理権の範囲で後見が開始します。任意後見では任意後見監督人に報酬を支払うことになりますのでそちらも頭に入れておく必要があります。



死亡等

本人や任意後見人の死亡や破産

契約の解除

正式な事由と家庭裁判所の許可が必要

任意後見人の解任

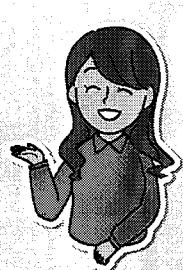
任意に適さない事由がある際には家庭裁判所に申し立て解任することができる

法定後見を開始する場合

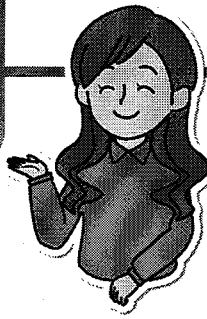
POINT

遺言書と死後の事務委任について

任意後見は判断能力が低下したときに備える制度のため、この制度だけでは死後のことまで備えることはできません。公証役場では任意後見契約と一緒に遺言書を作成することができます。遺言書以外にも葬儀や埋葬方法、家財の片づけなどの死後事務を第三者に委託しておくことができます。



Q&A よくある質問



皆さまからお寄せいただく質問にお答えします。

□□□□□□□□□□□□□□□□

Q 手続きが難しくて申立てができそうにない…

A ご自身するのが難しいときには、申立て手続きを委任することができます。

ひとりで申立てや手続きを進めていくことが不安な場合には、弁護士や司法書士等に申立て手続きを委任したり、相談・支援を受けることができます。(有料)

□□□□□□□□□□□□□□□□

Q 後見人への報酬金額はどのようにして決まるのでしょうか?

A 家庭裁判所が決めます。

後見人への報酬は、本人の資力や後見人の業務内容などに応じて家庭裁判所が決めます。また、報酬の支払いは、申立てをした人や親族が負担するものではなく、本人の財産から支払われます。親族が後見人になった場合も、家庭裁判所が扶養義務を含めた条件等を考慮して決定します。

通常の後見事務を行った場合の報酬目安(基本報酬)は月額2万円程度となりますが、管理する財産額などによって異なります。

□□□□□□□□□□□□□□□□

Q 被後見人になることで制限されることや、デメリットとなることがあるのでしょうか?

A 本人や周りの人を守るために制限があります。

後見類型の場合は印鑑登録が抹消されます。ただし、一定の場合には再度登録ができます。また、会社の取締役や専門的資格(医師等)を必要とする職に就くことに一定の制約が生じることがあります。

保佐類型の場合は印鑑登録はできますが、会社の取締役や一部の専門的資格を必要とする職に就けなくなる可能性があります。

補助類型に資格制限はありません。

□□□□□□□□□□□□□□□□

Q 後見人になる人がみつからないと申立てができないの?

A 申立てすることができます。

後見人候補者不在の場合は、家庭裁判所が本人にとって適任の後見人を選任します。また弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体から後見人候補者をあらかじめ紹介してもらうこともできます。

□□□□□□□□□□□□□□□□

Q 自分が選んだ人を後見人にすることはできるの?

A 法定後見の場合、申立人が候補者として申立書に記載する方が後見人に選任されるとは限りません。

家庭裁判所が被後見人の状況を総合的に判断して、後見人が選任されます。任意後見の場合は、ご自身の判断能力があるときに選んだ人と任意後見契約を結ぶので可能です。

□□□□□□□□□□□□□□□□

Q 兄弟が認知症の母の貯金を勝手に引き出すので困っています。

A 成年後見制度を利用することで本人の権利を守ることができます。

本人が認知症によって金銭管理が困難な場合、本人の財産が本人のために使われるよう誰かが支援しなければなりません。支援を期待されるはずの親族が、本人の意思を尊重することなく本人のため以外の目的でお金を使えば、本人の権利は侵害されてしまいます。家庭裁判所の監督のもと、後見人に本人の権利を尊重できる親族、または弁護士などの第三者がなることで本人の権利や財産を法律的に守ることができます。

お気軽に
ご相談ください

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしんサポート文京」

TEL: 03-3812-3156 / FAX: 03-5800-2966

8時30分～17時15分 月曜～金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)

成年後見制度の
ことを
もっと知りたい

困ったことが
起きた!

財産の管理が心配!
福祉の契約を
手伝って欲しい

成年後見制度利用支援【相談無料】

権利擁護センター「あんしんサポート文京」では、成年後見制度利用のお手伝いをします。電話や窓口でも相談を受け付けております。(来所の際は事前にご連絡ください。)

- 後見申立てに必要な書類を揃えています。
- 後見人を引き受けてくれる団体をご紹介します。

専門家による個別相談会

福祉法律相談 弁護士による個別相談

●相談内容: 福祉サービスに関するトラブル、高齢者・障害者の日常生活上の法的な事柄など

●相談日: 毎月第4水曜日 ●時間: 午後1時30分～3時30分(1回30分、計4回) ●定員: 1回1組(要予約・先着順)

成年後見制度相談 弁護士・司法書士による個別相談

●相談内容: 成年後見制度、遺言、相続など ●相談日: 毎月第1・3水曜日

●時間: 午後2時～4時(1回1時間、計2回) ●定員: 1回1組(要予約・先着順)

福祉サービス利用援助事業【有料サービス】

●福祉サービス利用援助…福祉サービスの利用方法などの相談や利用料のお支払いをお手伝いします。

●日常的金銭管理サービス…日常生活に必要な預貯金の払い戻しや預入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。

●書類等預かりサービス…日頃使わない大切な書類をお預かりします。

申立て費用・報酬費用の助成

申立て費用や後見人への報酬を負担することが困難な方に対し助成制度があります。

●申立て費用助成

・対象者

申立人の属する世帯が住民税非課税または均等割課税、または生活保護世帯の方で、被申立人(本人)が文京区に住所を有する方。

・助成経費

- ①申立てに係わる収入印紙
- ②通信用の郵便切手
- ③鑑定料
- ④戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書取得手数料
- ⑤診断書料

※助成金額の上限: ①・②は総額9,900円、③は100,000円、④・⑤はその費用の実費

【問合せ】文京区社会福祉協議会

権利擁護センター「あんしんサポート文京」

電話3812-3156

●報酬助成

・対象者

文京区に住所を有する生活保護の方、または準ずる方

・助成経費

- ①家庭裁判所が報酬付与審判した金額
- ②区長が後見人の負担とすることが困難と認めた必要な事務費

【問合せ】文京区 福祉部福祉政策課 地域福祉係
電話5803-1202

※記載の内容は概要です。対象になるか等の詳細はお問合せください。

各種問合せ

成年後見制度の申立て手続き・書類の取得に関すること

東京家庭裁判所
後見センター

千代田区霞ヶ関1-1-2

●音声案内 TEL:03-3502-5454

●申立て予約専用 TEL:03-3502-5359、-5369

(月~金:9:30~11:30, 13:00~16:00)

後見登記に関すること

東京法務局

千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階

TEL:03-5213-1360(後見登録課)

成年後見申立て手続きや成年後見人の依頼に関すること

東京弁護士会 高齢者・障がい者総合支援センター「オアシス」

第一東京弁護士会 成年後見センター「しんらい」

第二東京弁護士会 高齢者・障がい者総合支援センター「ゆとりーな」

東京三弁護士会

統一電話相談

TEL:03-3581-9110

(月~金:10:00~12:00,
13:00~16:00)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート東京支部

TEL:03-3353-8191

公益社団法人 東京社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ東京」 TEL:03-5944-8680

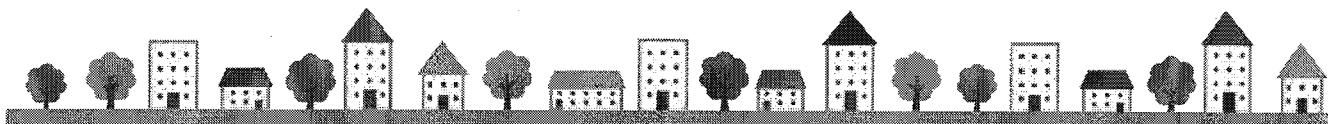
任意後見制度に関する相談・手続きに関すること

文京公証役場

〒112-0003 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター8F

TEL:03-3812-0438

9時~17時(昼食時間帯休憩)



成年後見制度に関する総合的な問合せ

社会福祉法人 文京区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしんサポート文京」

〒113-0033 文京区本郷4-15-14 文京区民センター4階

ホームページ <https://www.bunsyakyo.or.jp/>

E-mail ansins@bunsyakyo.or.jp

都バス 春日駅前下車 徒歩約2分

地下鉄 東京メトロ 丸ノ内線 後楽園駅「4b」出口 徒歩約5分

東京メトロ 南北線 後楽園駅「6」出口 徒歩約5分

都営 三田線 春日駅「A1」出口 徒歩約2分 「A2」出口 徒歩0分

都営 大江戸線 春日駅「A1」出口 徒歩約2分 「A2」出口 徒歩0分

JR 中央・総武線 水道橋駅 東口出口 徒歩約10分

